

国・都道府県の協働による臨時の医療施設の新増設

オミクロン株による感染拡大に伴い入院者が増加している中で、できる限り速やかに、病床数の更なる上積みを図りつつ、重症化リスクの高い高齢者の受入れ枠を拡大する観点から、**国と都道府県の協働による宿泊療養施設（ホテル）等の臨時の医療施設への転換等**により、新たな病床等を確保する。

○ 東京・大阪において、約1000床の臨時の医療施設の新増設を図る。

- ・ 対象者は軽症・中等症Ⅰ。ニーズの高い高齢者を中心に、一部妊婦等も想定。酸素投与も整備。
- ・ 2月中旬から順次運用開始。

【東京】医療強化型：イーストタワー（品川プリンスホテル）、立飛（コンテナ設置）等	350床程度
高齢者支援型：都内医療法人（旧東京女子医大東医療センターを活用） 都立・公社病院	} 250床程度
妊婦支援型：都立・公社病院	
イーストタワー（品川プリンスホテル）等（再掲）	60床程度 (40床程度)

【大阪】スマイルホテル新大阪（150床）※、大規模医療・療養センター（200床）の運用に国の応援派遣
※当該ホテルは高齢者施設等への往診や入院待機ステーションへの応援派遣の拠点としても機能

○ 上記は、東京都・大阪府が設置し、懸案となっている人材確保を**国が全面的に支援**

- ・ 公立公的病院等に対し看護職（約200人）の派遣を依頼（2/4実施）。
- ・ あわせて、看護師の広域派遣スキームを活用。
※派遣元医療機関への補助を看護師5,520円→8,280円/時間に引上げ（2/8発出、1/9～適用）
※国立病院機構法等に基づく要求・要請を発動（2/9）

NHO法、JCHO法の適用等について

- オミクロン株による感染拡大に伴い入院者が増加している中で、できる限り速やかに、確保病床数の更なる上積みを図りつつ、重症化リスクの高い高齢者の受入れ枠を拡大する観点から、国と都道府県の協働による宿泊療養施設(ホテル)等の臨時的医療施設への転換等を実施する。
- そのための人材確保を確実にしめるため、国立病院機構法・地域医療機能推進機構法に基づく「要求」のほか、その他の公的病院に文書要請を行う。

【各法人への働きかけ】

- 速やかに、具体的には2月9日(水)、以下を実施。
 - ① NHO、JCHOに対しては、厚生労働大臣から、国病法21条、JCHO法21条による要求を行う。
 - ② 厚生労働省関連3法人(日赤、済生会、労災病院)に対しては、所管局長から、文書要請を行う。
- ※ その他の公的病院に対しても各府省から要請。

【要請内容】

- 東京・大阪を中心に、約1000床の臨時的医療施設の新増設のため、軽症から中等症 I までの患者に対応する看護師等の派遣を各法人に依頼。
- 期間は2月中旬から3月末まで(状況に応じて延長もあり得る)。
※派遣に当たっては、派遣元医療機関への補助引上げ(5,520円⇒8,280円/時間)を活用。

(参考1) 独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)(抄)

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第21条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、第15条第1項第1号又は第2号の業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

(※第15条第1項第1号:医療を提供すること)

2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(参考2) 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成17年法律第71号)(抄)

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第21条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、第13条第1項第1号又は第2号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に関し必要な措置をとることを求めることができる。

(※第13条第1項第1号:病院の設置及び運営を行うこと)

2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。